

ご存知
ですか?

対応準備は大丈夫!? — 電帳法 令和6年1月1日から義務化 —

電子帳簿等保存法が令和4年1月から施行されましたが、「電子取引データ保存」の義務化に関しては、令和5年12月までの取引に限り、電子取引データであっても出力画面の保存のみで問題ないこととする宥恕措置がありました。令和6年1月1日からの取引については、この宥恕措置が廃止され、電子取引データ保存が義務化されることとなりました。

今回は、令和5年度税制改正により緩和されたポイントを踏まえつつ、令和6年1月1日から義務化された「電子取引データ保存」にクローズアップして改めてご紹介いたします。

▼電子帳簿等保存法とは

電子帳簿等保存法とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存するための制度をいい、下図のように3つに区分されています。このうち、「電子取引データ保存」について、全事業者を対象に令和6年1月1日から義務化されました。まずは自社で行っている取引の中で、この電子取引について該当するものを洗い出し、保存方法の確認・見直しをしましょう。

義務化		電子帳簿等保存の範囲			スキャナ保存の範囲	
電子取引	国税関係帳簿	国税関係書類				
		決算関係書類	取引関係書類		取引先から受領した書類	
メール添付 Web送受信 FAX EDI 電子契約	仕訳帳 総勘定元帳 売掛帳 固定資産台帳 現金出納帳など		貸借対照表 損益計算書 試算表 など	自己が作成した書類		請求書(控) 領収書(控) など

■電子帳簿保存法の範囲

電子取引データ保存(義務化)

取引先から取引関係書類をメールやWebサイトで受け取っている場合
対象書類:電子データ(メール、インターネット決済、EDI取引など)でやり取りをした請求書・見積書・契約書・領収書など

電子帳簿等保存(任意)

国税関係帳簿・決算書類を紙で管理している場合
対象書類:会計ソフトで作成した帳簿(現金出納帳、仕訳帳など)、決算関係書類(PL、BSなど)

スキャナ保存(任意)

取引先から取引関係書類を紙で受け取っている場合や自ら手書き等で作成して取引相手に発行した請求書等の控え
対象書類:請求書・見積書・契約書・領収書

▼令和5年度税制改正による変更点 — 電子取引データ保存 —

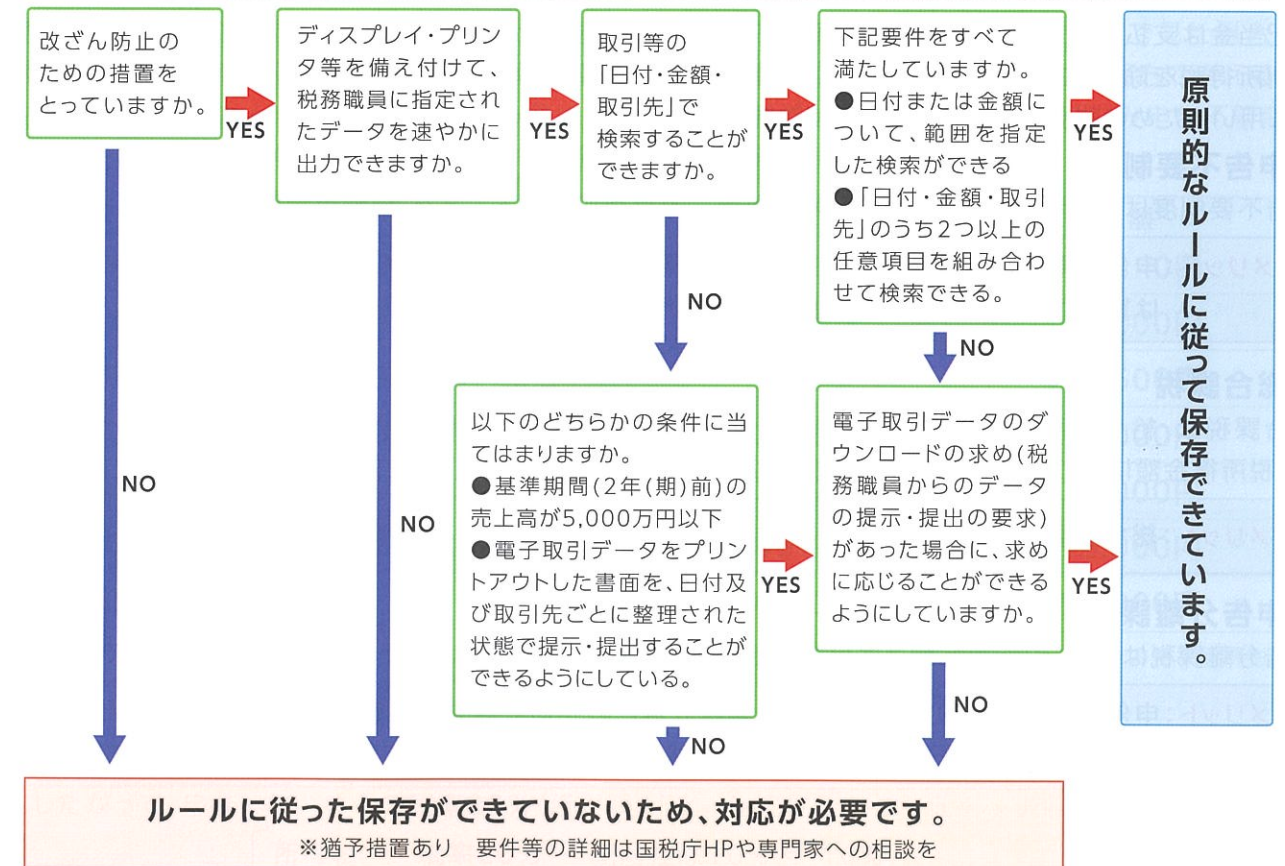
令和5年度税制改正により電子帳簿等保存法の要件が緩和されましたが、ここでは、令和6年1月1日から義務化された「電子取引データ保存」の改正ポイントについてご紹介いたします。

	改正前	改正後
検索機能のすべてを不要とする対象者の変更	基準期間(2年(期)前)の売上高が1,000万円以下	●基準期間(2年(期)前)の売上高が5,000万円以下 ●電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている者
新たな猶予措置	電子取引データ保存について、原則的なルールに従って保存ができないことについて相当な理由があると認められる場合において、一定の要件を満たせば、電子取引データを単に保存しておくのみで、改ざん防止や検索機能などの要件が不要となる猶予措置(事前申請等不要)。	
宥恕措置の廃止	令和5年12月までの取引に関しては、電子取引データであっても出力画面の保存のみで問題ありませんでしたが、令和6年1月1日からの取引については、この宥恕措置が廃止され、電子取引データ保存が義務化されました。	

▼電子取引データ保存義務化に向けて企業がすべきこと — フローチャート —

「電子取引データ保存」の義務化開始にあたり、国税庁公表の下記フローチャートを参考に自社の状況と照らし合わせ、保存要件を満たしているかの確認をしましょう。

電子取引データ保存要件フローチャート【令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データ用】



保存義務を満たしていない場合、社内規定の整備や業務フローの見直し、新規システム導入及び猶予措置の適用の検討など、対応策を考えなければなりません。

また、既に使用しているシステムに電子帳簿等保存法に対応した機能が備わっている可能性や、新規システムの導入に関して補助金が活用できる場合もあります。このような様々なケースに対応するため、各要件の詳細や、保存要件について不明な点がある場合にも、まずは身近にいる専門家や顧問税理士などに相談してみましょう。

お問合せ先 税理士法人 AKJパートナーズ 福岡オフィス
税理士: 富永・増山
福岡市博多区住吉1-2-25 キャナルシティビジネスセンタービル9F
TEL.092-283-3350 / FAX.092-283-3351

AKJ Partners

